

# 千葉市の地域生活支援拠点システム

拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

②体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備

⇒障害者等の地域での生活を支援する。

千葉市は、複数の機関が分担して地域生活支援拠点の機能を担う「面的整備型」

## 1 拠点（コーディネーター及び空床確保施設）の設置

法人名	空床確保施設（2床×3施設＝計6床）	特徴	開設（予定）日時
（福）あしたば	中野学園（若葉区中野町 1574-31）	知的障害に強い	平成29年4月1日
（福）宝寿会	若葉泉の里（若葉区野呂町 1791-3）	身体障害に強い	令和2年10月1日
（福）ワーナーホーム	フジエール（緑区辺田町 605-2）	精神障害に強い	令和2年11月1日

※3拠点とも全ての障害種別に対応するが、強みの違う法人へ委託

## 2 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

対象者	コーディネーター	支援の方法
特定相談支援・障害児相談支援・地域定着支援利用者	1 主たるコーディネーター 特定相談支援・障害児相談支援・地域定着支援事業所  2 従たるコーディネーター 各区障害支援基幹相談支援センター、(地域生活支援拠点コーディネーター)	緊急時の支援が見込めない対象者に対しては可能な限り地域定着支援を導入する。それが困難な場合は、予め緊急時対応プランを立てておく。特定相談支援・障害児相談支援事業所のみでは支援が困難な場合は、各区障害者基幹相談支援センターに後方支援を依頼する。各区障害者基幹相談支援センターは、必要に応じて地域生活支援拠点コーディネーターと連携して後方支援を行う。
上記以外	1 主たるコーディネーター 各区障害者基幹相談支援センター  2 従たるコーディネーター 地域生活支援拠点コーディネーター	各区障害者基幹相談支援センターが支援を行うが、できる限り、地域の特定相談支援・障害児相談支援・地域定着支援事業所へつなぐ。各区障害者基幹相談支援センターは、必要に応じて地域生活支援拠点コーディネーターと連携して支援を行う。

### 3 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備

対象者	コーディネーター	支援の方法
特定相談支援・障害児相談支援・地域移行支援利用者	1 主たるコーディネーター 特定相談支援・障害児相談支援・地域移行支援事業所  2 従たるコーディネーター 地域生活支援拠点コーディネーター	対象者に応じてGHや日中活動系サービス等のコーディネートを行い、体験の機会の提供を行う。空床を確保している地域生活支援拠点の体験利用が適切と思われる対象者には、地域生活支援拠点コーディネーターに利用の申込を行う。
上記以外	1 主たるコーディネーター 各区障害者基幹相談支援センター  2 従たるコーディネーター 地域生活支援拠点コーディネーター	各区障害者基幹相談支援センターが支援を行うが、できる限り、地域の特定相談支援・障害児相談支援・地域移行支援事業所へつなぐ。各区障害者基幹相談支援センターは、必要に応じて地域生活支援拠点コーディネーターと連携して支援を行う。

※各区障害者基幹相談支援センターは、「千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議」と協働して精神障害者の地域移行を進める。

#### 4 平成30年度報酬改定により新設された地域生活支援拠点等に関する加算の届出について

地域生活支援拠点等の機能を強化する観点から、「地域生活支援拠点等相談強化加算」「地域体制強化共同支援加算」等について、取得するための手続きについて今後通知予定。(通知は10月頃の予定)

##### **地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回**

※特定相談支援・障害児相談支援事業所に対して、短期入所事業所への緊急時受入れ実績(回数)に応じて、月4回を限度に加算。

##### **地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月(対象者1人当たり月1回を限度)**

※特定相談支援・障害児相談支援事業所を中心に、月1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算